

# 天竜川での規則が一部変更になります

平成22年1月1日から天竜川の釣りに関する規則が一部変更になります。

下記変更予定箇所をご確認の上、遊漁証の購入をお願い致します。

近年の天然アユ遡上は、一昔前と比較すると激減しており、非常に憂慮すべき事態となっています。天竜川漁協では、この現状を打開するために天竜川に由来する優良なアユの人工孵化・放流を実施するとともに、各種調査・産卵場造成など天然アユを増やす為の取り組みに力を注いでまいりました。年々減少しているアユ資源の有効活用と翌年の再生産に繋がる親アユの確保の点から、現状に見合った漁法や漁期等の設定が必要であると考えています。

漁協運営の面では、実情として現在の遊漁料や組合員の賦課金だけでは放流費や運営費が賸えていません。今までは不足分に有価証券利息収入を充てることで、遊漁料金等を長期間安価に設定してまいりました。しかし、昨今の金利低下により利息収入は大幅に減少し、現在の料金体系のままでは今までどおりの放流や河川管理は難しい状況になります。

以上のことから、適正な漁獲方法を目指して天竜川遊漁規則及び行使規則を変更し、新たな遊漁料金を設定することと致しました。

今後も天竜川の河川環境の再生に一層努力し、より多くの遊漁者が釣行し楽しんで頂ける魅力ある天竜川造りに邁進いたします。皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

## ① 遊漁料について

◆遊漁料金を年券 **7,000円**、日券 **2,000円**に変更します。

ルアー・フライ専用区は、別途 4ヶ月券(11月1日から翌年2月末日まで) **4,000円**、日券 **1,000円**が必要です。組合員もルアー・フライ専用区入漁証が必要となります。

魚種	漁具・漁法	区域	期間	日券	年券
あゆ・あまご・うぐい おいかわ・こい・ふな うなぎ・わかさぎ	全漁法	許可されている 全区域	許可されている 全期間	<b>2,000円</b>	<b>7,000円</b>
にじます	餌釣り・和式毛針釣 ルアー釣・フライ釣	許可されている 全区域	3月1日から 10月31日まで		
	ルアー釣・フライ釣	船明ダムから 秋葉ダムまでの本流 (ルアー・フライ専用区)	11月1日から 翌年2月末日まで	<b>1,000円</b>	<b>4,000円</b>

**写真がないと購入出来ません** 遊漁証購入時に、70mm×50mmの上半身撮影写真が必要です。  
ルアー・フライ専用区入漁証購入の際には、30mm×25mmの顔写真が必要です。

- ◆組合員証にも写真(70mm×50mm)が必要です。
- ◆現場での遊漁証の扱いは日券のみとし、付加金額は **1,000円**とします。
- ◆18歳以下の方は無料になります。

## ② アユ漁期・漁区について

- ◆秋葉ダム下の友釣り専用区を廃止し、秋葉ダムから雲名橋下流端までの餌釣り・流し毛針釣り・ドブ釣りの解禁が6月1日となります。ただし、雲名橋下流端より気田川合流点の下流部にある淵・通称“一の釜”までの間は6月1日より10月31日までアユ餌釣り禁止区間とします。
- ◆支流(西川・小芋川・横山川・二俣川・百古里川)での友釣り解禁を6月1日とします。その他のアユ漁については現在と変更無く、7月1日解禁です。
- ◆第二東名橋下流端より下流のアユ餌釣りの漁期を9月30日までとします。ただし、12月1日以降のアユ漁(第二東名橋下流のエサ釣り、浜北大橋下流の友釣り・流し毛針釣り・ドブ釣り、旧国道一号線下流のゴロ引き)を再解禁します。

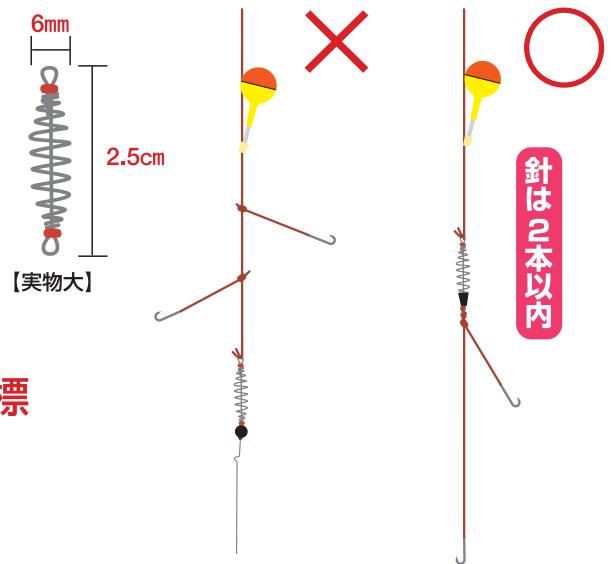
※詳しくは裏面をご覧ください。

**天竜川漁業協同組合**

〒431-3422 静岡県浜松市天竜区米沢273-1  
TEL.053-926-0813 FAX.053-925-7500  
釣情報 053-926-1106 <http://www3.ocn.ne.jp/~tenryu-r/>

### ③ アユ漁具について

- ◆コマセ用具は、上ラセン（長さ2.5cm以内、径6mm以内）のみ使用可能とします。下ラセンやコマセカゴなど、上ラセン以外の用具の使用は禁止とします。
- ◆アユの疑似針は毛針に限定します。（ビーズや入歯安定剤などは疑似針と認めません。）
- ◆針は2本以内。



### ④ 資源保護・秩序維持の観点からの指導目標

- ◆アユの漁獲制限尾数は、1人1日100尾程度とします。
- ◆違反が多い漁法については、規制などを再度検討します。
- ◆違反者は、遊漁の許可を取り消させていただきます。

### ⑤ アユ漁法・漁場別の早見表

◆漁法・漁場ごとに、漁期が異なります。下記の表によりご確認下さい。

